

保 税 地 域 の 許 可 失 効 公 告

下記の保税地域について、その許可が失効したので関税法第47条第2項の規定により公告する。

令和8年6月15日

神戸税関長 馬場 義郎

記

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効の原因	許可失効年月日
丸五興産株式会社 (法人番号1500001003933) 愛媛県松山市六軒家町3番24号	丸五興産株式会社 今出 保税蔵置場 愛媛県松山市西垣生町2886番1	廃業	令和8年5月14日